

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

「二十三番 天下みゆき君登壇」

○二十三番（天下みゆき君） 最初に、今回、着座にての登壇を御配慮くださいました、議長をはじめ、事務局の皆様にご心から感謝を申し上げます。

それでは質問いたします。最初に、村井知事に五期二十年間の政治手法について伺います。

第一に知事は、当事者を無視し強引な独断専行が非常に目立っていました。四病院再編では、患者さんや地域住民、病院職員など当事者を無視して突き進み、精神保健福祉審議会では、自分の意見が通らないと「公約が実現できなければ知事を辞職する」「私を止めることができるのは県議会だけ」という驚くべき暴言を吐くなど、知事の横暴ぶりが極まっております。また、宿泊税の導入では、特別徴収義務者となる宿泊事業者の大半が結集する大反対運動を押し切って強行可決し、県営住宅については、入居者の意向も聞かずに二三年度から順次廃止を決定し移転督促を開始しました。入居者の「廃止しないで建て替えてほしい」という切実な声に、知事は耳を傾けようとしていません。施策の立案と決定・執行に当たり、影響を受ける当事者・関係者の意見を聞かずに独断専行で進める知事の県政運営が次々と混乱を招いてきたと思いますが、知事の認識を伺います。

第二に、民の力と言って、公共の利益を投げ捨て大企業優遇の政治を進めてきたことです。知事は、民の力、すなわち民間企業の力を最大限に生かすことを県の行政運営の基本姿勢とし、次々と公共の役割を縮小・廃止してきました。コロナ禍の真ただ中で保健所を統廃合し、僅か四つの県立病院のうち、循環器・呼吸器病センターをいち早く廃止し、今度はがんセンターを廃止しようとしています。命の水である水道事業の運営権を二十年間も水メジャーに委ね、県営住宅の順次廃止方針もわかりです。知事、保健所・病院・水・県営住宅は県民の命と人権に関わる公共中の公共であるインフラです。これらを縮小・廃止、民営化することは、県の公共の役割を後退させるものだと思いますが、知事の認識を伺います。

一方、みやぎ型管理運営方式の運営権者の利益は県民の水道料金で確保され、宮城野原広域防災拠点事業におけるＪＲ貨物などへの巨額の移転補償費三百四十五億円は税

金で確保され、誘致したトヨタ及び関連企業には、今でも企業立地奨励金が大盤振る舞いされています。村井県政は大企業を優遇して大企業の利益確保のための県政運営が大きな特徴だったと思いますが、知事の認識を伺います。

第三に、人口減少対策を口実にする一方で、肝腎な子育て支援は国任せであることです。四病院再編もみやぎ型管理運営方式も県営住宅の順次廃止方針も、知事は人口減少対策を口実に進めてきました。一方、肝腎な子育て支援は、学校給食費の無償化も、子供医療費の市町村への助成拡大も、少人数学級も、私学助成の拡充も、知事は全て国に要望すると冷たく背を向け続けてきました。また、宮城県の雇用は、二四年度労働実態調査によると、四二％が非正規、総務省の統計で見る都道府県の姿二〇二四及び二五によると、離職率は全国一位、転職率は九位、完全失業率は全国五位と高く、パートタイムの給与は、男性が四十位、女性が三十三位と低い、宮城県は賃金が低く不安定な雇用環境となっています。結果、宮城県の合計特殊出生率は年々下がり続け、二四年は全国ワースト二位と深刻です。人口減少対策というのであれば、子育て支援の充実と雇用環境の改善、ジェンダー平等社会の推進で若者が希望を持てる県政への転換こそ急務だと思いますが、知事の見解を伺います。

次に、物価高騰に対する暮らし・生業への支援について伺います。

記録的な猛暑が続く中、県消防課の資料によると、今年五月一日から八月二十四日までの期間で、県内の熱中症による救急搬送人員数は千六百二十六人でした。特徴は高齢者が五五・七％と多く、発生場所は住居が四三・二％で一番多いことです。今やエアコンは命を守る必需品ですが、生活保護受給者でエアコン購入が一時扶助の対象となるのは保護開始時に限定されています。県保健福祉事務所で一時扶助による支給件数は、二四年度は二十一件、二五年度は七月末時点で二十件のみでした。また、購入のために生活福祉資金の貸付けが推奨されていますが、活用した生活保護受給者は、この三年間、何とゼロという実態でした。こうした中で、熱中症対策のためにエアコン購入費を助成する自治体が出てきています。東京都中央区では、住民税非課税世帯と生活保護受給中の世帯を対象に上限十万円の助成、名古屋市では、高齢者世帯の住民税非課税世帯や生活保護受給世帯などに九万二千円上限で助成をしています。宮城県も市町村と連携して、住民税非課税世帯や生活保護受給世帯への助成を行うことを求めます。お答え

ください。

また、エアコンがあっても電気代を心配してエアコンをつけずに熱中症で搬送される人がいます。生活保護受給世帯への夏季加算の導入を国に求めること、高騰する電気代への補助を求めます。いかがですか。

次に、中小企業への賃上げ支援について伺います。

二〇二五年度の宮城県の最低賃金は、六十五円引き上げて十月四日から時間額千三百十八円となりました。全国平均の千百二十一円を八十三円下回り全国三十位の水準です。このままでは、賃金の高い東京など関東圏への若者の流出は止まらず、宮城県にとって賃上げは重要な課題です。しかし、中小・小規模事業者にとっては、賃上げの原資をつくるが大変です。岩手県や徳島県、奈良県、群馬県、茨城県などでは、中小企業への賃上げの直接支援に踏み出しています。茨城県の知事は、直接支援に踏み切った理由を、どの業界も人材が足りない、採用できない、仕事がこなせないという状況だが、賃上げせずにそれを解消しようというのはあり得ない、直接的な支援策じゃないと、経営者側に響かないからと述べていたそうです。賃金が上がれば、消費の拡大につながり、企業の利益も拡大するという、景気的好循環を目指して、宮城県も中小企業の賃上げ支援に踏み出すべきです。いかがですか。

次に、四病院再編と医療・介護をめぐる問題について伺います。

日本共産党県議団は、県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合には一貫して反対してきました。現在でも反対ではありますが、一方で新病院建設に向けて事態が進んでおりますので、新病院のがん医療の水準を維持し、働いている職員の雇用を守る立場から、以下質問いたします。

一つは、今後高齢化に伴いがん患者が増加する中で、新病院は県立がんセンターが行っているがん医療の水準を量的にも質的にも継続することが必要だと思いますが、どのようにお考えか、伺います。

また、そのためには、がんに関わる専門医や専門看護師、認定看護師、その他薬剤師、放射線技師などの専門資格を持った技術者の配置が重要です。これらの専門職の配置と育成計画についても基本計画に入れるべきと考えますが、検討状況をお答えください。

二つ目は職員の雇用の問題です。二〇二五年三月三十一日現在、がんセンターで働いている正規職員は五百七十七人、そのほかに有期雇用の職員が百十五人います。非正規も含めて最後の一人まで職員の雇用を保障することを求めます。また、赤十字病院と県立病院機構で給与や労働条件の違いについて、本人に不利益とならないようどのように対応するのか、併せてお答えください。

三つ目は、物価高騰で建設コストの増加が危惧されます。当初計画の三百億円で新病院建設は可能なのか、伺います。

さて、市町村課の資料によると、宮城県内の市町村立病院の二四年度決算における総収支の状況は、二十五病院中二十二病院、実に八八％が赤字で、赤字病院の総収支の合計はマイナス九十七億六千三百万円に上りました。県立病院では、こども病院と宮城県立病院機構合わせて十三億七千八百万円の赤字ですから、宮城県の公立病院全体では、百十億円を超える赤字という驚異的な結果でした。民間病院も同様に苦戦しています。各病院の経営努力だけではどうしようもない状況であり、医療機関の経営危機の打開は一刻の猶予も許されない事態だと思いますが、知事の認識を伺います。

介護事業所の経営も深刻です。東京商工リサーチの調査によると、今年一月から六月の全国の訪問介護事業の倒産は四十五件、前年同期比一二・五％増で、二年連続過去最多を更新しました。ヘルパー不足と昨年の介護報酬のマイナス改定が大きな要因となっていると報道されています。ある社会福祉法人では、電気代や食材費、おむつなど介護用品、清掃等の業務委託費などの経費が前年比で二〇％も上がって経営を圧迫しているとのことでした。知事、患者・利用者の負担増とならないように、国費投入や国庫負担割合を増やして、診療報酬と介護報酬を速やかに引き上げるよう再度国に強く求めること、また、県としても、医療機関や介護事業者に対する物価高騰対策を直ちに実施することを求めます。併せてお答えください。

今回、医療や介護の現場の声を聞く中で、共通して訴えられたのが人材紹介会社の問題です。手数料が年収の約三割と高く、ある医療系の法人で年間四千万円、社会福祉法人では、年間千三百万円の手数を支払っているとのことでした。非常に大きな負担です。一般的に自己都合退職の場合、入社後三十日以内、六十日以内、九十日以内と、段階的に手数料の返金額を減らし、九十一日以降は返金ゼロとなる仕組みのようですが、

返金ゼロになった途端に辞めてしまう人が結構いるそうです。本来ならば医療体制の拡充や職員の賃上げに充てるはずのお金の多くが、紹介手数料の支払いに費やされることは問題です。そこで、第一に、県としても人材紹介会社の実態把握を行うこと、第二に、医療福祉分野では紹介手数料の上限引下げと、ハローワークの活用を促す施策を国に求めること、第三に、みやぎメディカルキューピット事業や宮城県ナースセンター、宮城県福祉人材センターについて、無料で迅速に職業紹介ができるよう機能強化を図ることを県に求めます。以上、三点についてお答えください。

また、介護職員の人材確保と定着を図るために、川崎市や花巻市などでは、家賃支援事業を行っています。宮城県も市町村と連携して、介護職員の家賃支援事業を行うことを求めます。いかがですか。

次に、子ども先生も安心できる学校を目指して、質問いたします。

学校に登校していない小中学校の児童生徒数は、二〇二一年度以降三倍に急増し、二三年度は全国で三十四万六千人を超えました。宮城県は三・三倍の増加で七千八百四十人に上り、千人当たりの不登校の人数は、小学校が二十七・四人で全国四位、中学校が八十三・二人で全国一位です。また、高等学校は三十五・八人で全国二位でした。教員の多忙化も深刻です。文科省は教員の時間外勤務上限を月四十時間と指針で示しておりますが、宮城県ではそれを超える教職員数が、二三年度は三〇・二%、更に過労死ラインである月八十時間を超える教職員数は低下傾向にあるものの、二四年度で、県立高校が二七・四%、仙台市を除く市町村立中学校が二五・二%と依然高い数字です。長時間勤務の中で、二三年度の病気休職者数は、九十八人で、うち精神疾患が六五%、一か月以上の病気休暇者は二百五十二人で、うち精神疾患は四六%に上ります。また、年度初めから配当定数に対して現員が配置されない未配置の問題も深刻です。全国で起きている、登校していない児童生徒の急増と、教員の多忙化の実態を見ると、子供も先生も目いっぱい、学校があまりにも忙しすぎてストレスの多い場所になっているのではないかと思いますが、教育長の見解を求めます。

忙し過ぎる学校を生み出した原因の一つが、ゆとり教育の見直しと違って、学習指導要領の標準授業時数を増やしてきたことです。その結果、小学校四年生以上で、毎日六時間授業となり、小学校二年生でも六時間授業の日があります。その一方で、授業と

授業の間の休み時間が削られ、給食の時間も短くなり、遠足などの楽しい行事が減らされました。もう一つ、子供と教員のストレスを加速させたのが、全国一斉学力テストです。第二次安倍政権が、抽出から悉皆方式に変えた後、不登校の子供の数が急増しています。都道府県間の順位づけで平均点を一点でも上げて競争することが目的化され、教育をゆがめています。こうした状況を受け、国連子どもの権利委員会は、二〇一九年二月に、競争的な日本の教育環境を改善するよう日本政府に勧告しています。先日、同僚議員の質問に対して教育長は、市町村のデータも公開すると答弁しましたが、更に市町村間、学校間に序列をつけて競争をあおることになる大きな懸念があります。先生が笑顔で働き、子供が通いたくなるような学校への改革のために、第一に、二〇二七年度改訂の次期学習指導要領を、学習内容を精選し授業時数を減らすよう抜本的な見直しを文科省に要請すること。第二に、教育長は、市町村のデータ公開の発言を撤回し、むしろ宮城県として全国学力テストへの参加をやめること。また、文科省には全国学力テストの廃止、あるいは抽出調査への移行を求めること。以上についてお答えください。

教員と児童生徒がゆとりを持って向き合い、子供一人一人の学びを支えるためには、少人数学級の推進が重要です。コロナ禍の中、少人数学級を求める世論が高まり、文科省がやっと二一年度から小学校で三十五人以下学級を五年かけて実現することになり、今年度、二五年度に六年生まで三十五人以下となりました。中学校は既に一年生が三十五人以下ですが、担当課は、国の基準どおり二七年度に二年生、二八年度に三年生を三十五人以下学級にすると言っています。仙台市は既に二四年度から全ての小中学校が三十五人以下となり「児童生徒の理解度や興味関心に応じたきめ細かな指導ができるようになった」「児童生徒のつまづきを見つけやすくなった」などの現場の声をホームページで紹介しています。宮城県も来年度、中学校二年生と三年生の三十五人以下学級を開始すべきです。いかがですか。

学校に登校していない児童生徒や登校に不安を抱える児童生徒を支えてきたのが、みやぎ子供の心のケアハウス事業です。県内三十四の市町村が設置・運営し、県が財政支援を行ってきました。利用者数は年々増加して、二三年度の支援児童生徒数は、延べ一万三千二十六人、保護者相談人数は延べ七千八百三十人に上っており、現場の先生や市町村から県に財政支援継続の強い要望が出されています。財源は国の被災者支援総合

交付金とみやぎこども育英基金等で構成されておりますが、財政支援は二六年度までとされ、それ以降の財源確保が課題となっております。教育長はこの事業の必要性について御答弁ください。

そして知事には、国への財源継続の要望を含めて、県としても財源の継続を求めます。お答えください。

次に、不登校の子供の親は、介護離職に追い込まれる場合も多く支援が必要です。今年一月の国の通達等により、介護休業制度がひきこもりや不登校の状態にある家族の介護にも使えることが明示されました。休業期間や賃金の保障など制度の概要についてお答えください。

また、県民や事業者への周知をどのように行うのか、更に宮城県庁での実施状況及び職員への周知についてお答えください。

次に、年々猛暑の期間が長くなる中、体温調整が困難な子供たちも学ぶ特別支援学校の体育館へのエアコン設置は喫緊の課題です。国の空調設備整備臨時交付金は補助率二分の一で、特別支援学校も対象に入っています。担当課によると、断熱工事も含めて体育館の空調整備の費用は一校当たり約七千万円ですから、半額の三千五百万円で整備できます。問題は避難所であることが要件となっていることですが、七校は既に避難所に指定されておりますので、速やかにエアコン設置に踏み出すべきです。残りの十四校については、市町村と連携して、避難所に指定し、一日も早く体育館にエアコンを設置することを求めます。お答えください。

次に、県立高校のタブレットはコロナの交付金で公費負担が実現した後、保護者負担に徐々に移行し、来年度からは全ての県立高校の一年生が保護者負担となります。タブレットは平均一人六万八千円ですから、入学時の保護者負担を更に押し上げます。全国では、青森県、福井県、高知県、佐賀県が公費負担の予定だということでした。宮城県は県立高校は、一学年一万二千人の生徒がいますので、八億一千六百万円の財源が必要となりますが、国から三分の一が低所得者用に財政措置されると伺っていますので、五億五千万円程度の財源をやりくりすることで公費負担を継続できます。知事、宮城県はDXの推進を今年度予算の重点にしている県です。タブレットの公費負担を決断し高校生とその保護者を安心させてください。いかがですか。

最後に、宮城大学の入学金について伺います。

国会での指摘を受けて文科省が出した今年六月二十六日付の通知、「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について」は、高等教育における教育費負担軽減が重要な課題となっているとして、入学しない大学に納入する入学金が学生や保護者の負担となっていることへの改善を求めるもので、大変画期的なことです。私立大学ではありませんが、宮城大学でも、合格しても入学しない学生から徴収した入学金を返還していないことが分かりました。宮城大学の入学金は、県外の受験生が五十六万四千元、県内が二十八万二千元と学生や保護者の負担は小さくありません。担当課によると、入金納入後に辞退した学生は、学群と研究科を合わせて毎年二、三人程度いるが、入学定員を上回る合格者がおり、辞退者が出ても入学定員には影響ないとのことでした。そうであれば、宮城大学でも入学しなかった学生への入学金の返還や軽減策を講ずるべきです。お答えください。

以上、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 天下みゆき議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、村井知事に五期二十年間の政治手法を問うについての御質問にお答えいたします。

初めに、施策の立案と決定、執行についてのお尋ねにお答えいたします。

私は、知事就任以来、県政推進に当たった基本姿勢として、衆知を集めることを常に意識しており、現場に足を運び厳しい御意見も含め多くの方々のお話に耳を傾けながら、柔軟かつ多角的な視点から検討を重ねることを心がけてまいりました。また、施策の立案、決定、執行に際しては、我が県の将来を見据えた上で、何が県民の利益につながるかという視点に立ち適切に判断してきたところであります。今後とも、県議会や県民の皆様の御意見に真摯に向き合いながら、県勢の更なる発展に向けて取り組んでまいります。

次に、県の公共の役割についての御質問にお答えいたします。

少子高齢化や人口減少が進む中、限られた人材や財源で県政課題を解決することは、今後更に難しくなるものと認識しております。私は、県の将来を見据えると、これまでに以上に民の力を生かした県政運営が必要であると考えております。もちろん、このような考えの基であっても、県民の命や人権を守ることは県の責務であり、例えば保健所の再編は、医療機関の指導監督や災害発生時の機動的な応援体制確保の視点に配慮したものであるほか、県営住宅施策についても、市町村の福祉部門や自治会などと連携をしながら、より居住環境の整った住宅への移転を基本とした支援を行っているところであります。引き続き、県民一人一人が幸福を実感し、いつまでも安心して暮らせる宮城を目指してしっかりと取り組んでまいります。

次に、県政運営への認識についての御質問にお答えいたします。

私は知事就任以来、常に将来を見据え、何が県民全体の利益になるか熟慮を重ねながら県政運営に当たってまいりました。その原点には繁栄によって平和と幸福を実現するという、松下幸之助さんの経営哲学があります。私はこの教えを踏まえ、まずはしっかりとした経済基盤を築き、富の循環を生み出し、社会全体が繁栄していくことによって、県民の皆様の安心した暮らしが実現できるものと考え、富県宮城のスローガンを掲げ、様々な施策に取り組んでまいりました。その中でも、企業誘致等の取組は大企業の利益確保を優先したのではなく、雇用の創出・確保等を通じて、持続可能で安心して暮らすことができる宮城の実現を目指し、推進してきたものであります。また、中小企業に対しましては、県内経済の根幹を支える重要な存在であるとの認識の下、伴走型支援による新商品開発や国内外への販路開拓、生産性向上などの施策を講じてきたところであり、今後とも、県民の皆様が幸福を実感できる県土の実現に向け全力を尽くしてまいります。

次に、人口減少対策についての御質問にお答えいたします。

我が県の人口減少の現状については、若い世代、とりわけ若年女性の流出が課題であると認識しております。このため県においては、令和三年度に創設した「次世代育成・応援基金」も活用し、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図っているほか、企業誘致などによる質の高い雇用の創出や外国人の受入れ促進等、自然増・社会増の両面から人口減少対策に取り組んでおります。また、

我が県が若者や女性に選ばれる地域となるよう、無意識の思い込みである「アンコンシヤスバイアス」の解消に向けた取組や、働きやすい職場環境づくり等にも力を注いでいるところであります。なお、私が全国知事会会長の在任中に国へ対応を求めてまいりました、子供医療費助成や幼児教育・保育の無償化等の子育て支援策の拡充につきましては、今年六月に閣議決定されました地方創生二・〇基本構想において「ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含め検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずる」と明記されたところであり、引き続き、その具体化に向け全国知事会と連携をしながら、国に働きかけてまいります。

次に、大綱三点目、四病院再編と医療・介護をめぐる問題についての御質問のうち、統合新病院におけるがん医療と、専門職の配置や育成計画についてのお尋ねにお答えいたします。

仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合新病院については、昨年十一月に公表された基本構想において、低侵襲外科手術や高度の放射線治療に代表される先進的な治療を行うとともに、がん患者を総合的に診療できる病院として、臓器横断的診療体制によるがん診療や心理的負担への専門的対応を行うことが掲げられており、他のがん診療連携拠点病院等との協働のもとで、がん医療の水準は維持されるものと認識しております。また、現在、日本赤十字社、県立病院機構、県、東北大学による関係者間において、新病院の具体的な機能や規模、診療体制などの検討を行っており、今年度中を目途に基本計画を取りまとめる予定ですが、新病院において質の高いがん医療を継続する上で、専門職の適切な配置・育成は重要であり、引き続き関係者間で協議してまいります。次に、大綱四点目、子どもも先生も安心できる学校にとの御質問のうち、みやぎ子ども心のケアハウス事業への財政支援についてのお尋ねにお答えいたします。

市町村が設置しております、みやぎ子どもの心のケアハウスは、学校に登校していない児童生徒や保護者に対する支援の場として重要な役割を果たしていると認識しております。県といたしましては、教育委員会と連携し、みやぎ子どもの心のケアハウスに対する財政支援について、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱四点目、子どもも先生も安心できる学校にとの御質問のうち、県庁における介護休業の実施状況等のお尋ねにお答えいたします。

ひきこもりや学校に登校していない者の介護を含め、職員から介護休暇の取得の申出があった場合は、診断書などにより要介護者の状態を確認した上で承認の可否を判断しております。職員の休暇制度の内容については、改正の都度、各所属へ通知を发出するとともに、庁内のイントラネットに申請手続や対象範囲などを掲載しているほか、管理職員向けの研修やメールマガジンなどを通じて周知に努めているところです。県といたしましては、今般の民間労働法制における判断基準の改正内容等を十分に勘案し、国や他県の取扱いなども確認しながら適切に対応してまいります。

次に、宮城大学の入学金についての御質問にお答えいたします。

今年六月に文部科学省から发出された通知は、併願受験が多く、複数の大学への入学金を納付する機会が多い私立大学に対して出されたものであり、私立大学に比べて合格発表や入学金納入の時期が遅い国公立大学に対しては、このような要請は出されておられません。この春の宮城大学の合格発表は、前期日程が三月六日、後期日程が三月二十日であり、入学手続の締切りは、前期が三月十五日、後期が三月二十七日でありました。四月三日の入学式まで一、二週間のタイミングであり、大学では、既に様々な受入れ準備を行っているため、辞退の有無にかかわらず、事務手続等に要する費用が生じています。大学としては、この期間に他の大学等から合格通知を受けるケースは非常に少ないという事情も考慮して、あらかじめ受験生に対しては、納入後に入学金は返還しないということを十分理解した上で手続を行うよう周知しているところです。県としては、宮城大学の意向を尊重するとともに、国や他の公立大学の動きも注視しながら、引き続き適切な対応に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、物価高騰に対する暮らし生業への支援についての御質問のうち、生活保護受給世帯等へのエアコン購入費助成についてのお尋ね

にお答えいたします。

生活保護世帯の方は、エアコンを含む日常生活に必要な生活用品について、保護費のやりくりによって計画的に購入することが原則とされています。御指摘のとおり、生活保護世帯のうち、熱中症予防が特に必要とされる方に対しては、保護開始時に手持ち金がないなど一定の要件を満たす場合にエアコンの設置経費を支給できるほか、住民税非課税世帯を含めて、生活福祉資金の貸付けを活用して購入することも可能となっております。県といたしましては、県内市町村におけるエアコンの購入助成の動向を注視するとともに、市町村や関係機関と連携して生活福祉資金の制度周知にも努めてまいります。

次に、生活保護受給世帯への夏季加算及び電気代への補助についての御質問にお答えいたします。

電気代等の物価高騰については、特に生活保護世帯を含む低所得世帯に対して大きな影響を及ぼしているものと認識しております。生活保護受給世帯への夏季加算については、国において家計調査のデータを用いて適宜その必要性の検討が行われていることから、県としてはその動きを注視してまいります。また、高騰する物価への対応については、国において、これまで生活保護世帯を含む低所得者に対し、複数回にわたり給付金を支給してきているほか、来月からは生活保護世帯への特例加算を引き上げることとしております。県といたしましては、生活保護受給者が安心して暮らしていけるよう、引き続き必要な物価高騰対策を国に求めてまいります。

次に、大綱三点目、四病院再編と医療・介護をめぐる問題についての御質問のうち、県立がんセンター職員の雇用の保障についてのお尋ねにお答えいたします。

仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合に伴う職員の処遇については、令和五年十二月に締結した基本合意に基づき対応するものであり、県といたしましても職員の意向に十分配慮しながら、雇用の確保等に最大限努めてまいります。仮に新病院の機能・規模等の関係で、新病院での採用が難しい状況が生じた場合には、県立循環器・呼吸器病センター閉院時の対応なども参考にしながら、県立病院機構内での異動のほか、公立病院等への就職あっせんなど、県立病院機構と連携し、職員一人一人の意向を踏まえ丁寧に対応してまいります。また、新病院に移行する職員の労働条件についても、今後、

日本赤十字社及び県立病院機構と協議を行うこととしておりますが、両法人間の給与体系の比較などにより、職員への影響を改めて精査した上で、現給保障や退職手当の取扱いについても必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

次に、当初計画していた三百億円で建設が可能かとの御質問にお答えいたします。

昨年十一月に公表された統合新病院の基本構想では、総事業費は概算で約三百億円の見込みとされていたところですが、現在進めている基本計画の策定に向けた関係者間の協議において、昨今の建設費高騰の影響も踏まえ、改めて現時点で必要な事業費が算出されるものと認識しております。県といたしましては引き続き、国の基金等を活用した財源確保に努めるとともに、新病院の運営主体である日本赤十字社と事業費の負担方法等について協議を進めてまいります。

次に、医療機関の経営状況に関する認識と診療・介護報酬引上げに係る国への要望、物価高騰対策についての御質問にお答えいたします。

医療機関は公定価格である診療報酬により運営されているため、光熱水費や材料費等の高騰、人件費の上昇の影響を価格に転嫁することができず、非常に厳しい経営を強いられており、また、介護保険事業者も同様の状況であると認識しております。この問題の抜本的な解決のためには、経営の柱である診療・介護報酬等の引上げが不可欠であり、全都道府県総意の下、全国知事会を通じて物価や人件費の上昇に応じて適時適切に診療報酬等をスライドさせる仕組みや、地域の実情に応じた加算措置の導入などを国に強く求めてきたところです。また、国の交付金等も最大限に活用しながら、光熱水費等への支援や生産性向上・職場環境改善等に対する補助など、医療機関や介護保険事業者の経営支援に係る様々な施策にも取り組んでまいりました。県といたしましては、地域の医療・介護の提供体制を将来にわたって維持確保できるよう、診療報酬等の改定の議論を注視し、今後も適宜、国に対して必要な要望を行うとともに、国の補正予算等の活用も視野に入れ、物価高騰対策やその他の経営支援に取り組んでまいります。

次に、医療・福祉人材の職業紹介についての御質問にお答えいたします。

県内の医療機関や介護事業所における人材紹介会社の活用事例や紹介手数料の現状については、職業紹介を所管する国において把握し、適正な手数料額を判断しているものと承知しておりますが、今後県としてどのような対応が可能であるか、国や関係機関

と協議しながら検討してまいります。また、宮城県ナースセンターや宮城県福祉人材センターについては、県内各地のハローワークと連携し、医療・福祉人材のマッチングに努めていることから、こうした取組が強化されるよう国に求めています。県といたしましては、我が県や関係機関が実施する無料職業紹介事業について、その認知度を高めより多くの就業に結びつけることができるよう相互の連携を強めてまいります。

次に、介護職員への家賃支援事業の実施についての御質問にお答えいたします。

介護職員をいかに確保し定着を図っていくかは、介護サービスの提供を維持していく上で大変重要な課題であると認識しております。このため県では、新たに入職した介護職員が事業所の垣根を越えた横のつながりを持てるよう、合同入職式や交流会を開催し、若手介護職員の離職防止に取り組んでいるほか、介護施設等の従業員向け宿舍整備費用への補助により、介護職員の住宅確保を支援しているところです。これまで県内市町村から介護職員への家賃支援事業を実施したいとの相談は寄せられておりませんが、市町村や介護事業者などの関係者の御意見をよく伺い、介護人材の確保・定着に向けた県の支援の在り方を検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長中谷明博君。

〔経済商工観光部長 中谷明博君登壇〕

○経済商工観光部長（中谷明博君） 大綱二点目、物価高騰に対する暮らし・生業への支援についての御質問のうち、中小企業への直接的な賃上げ支援についてのお尋ねにお答えいたします。

賃上げは消費拡大を通じた経済の好循環につながることに期待される一方、厳しい経営環境にある中小企業にとっては負担が大きいものと認識しております。御指摘のありました中小企業への直接的な賃上げ支援については、その効果について、他県の事例も含めて研究しておりますが、一過性ではない持続的な賃上げには、経営基盤の強化が重要であると考えております。このため県では、販路開拓や新商品開発、生産性向上、価格転嫁の円滑化など総合的な支援を幅広く展開しております。国においては、改正下請法による価格転嫁対策の強化のほか、一般の最低賃金の大幅引上げを受けて、生産性向上のための補助金の要件緩和等を行うことから、こうした補助金の活用を促し中小企

業の経営基盤の強化にしっかりと取り組んでまいります。

次に、大綱四点目、子どもも先生も安心できる学校にとの御質問のうち、介護休業制度の概要と周知方法についてのお尋ねにお答えいたします。

今年一月の厚生労働省から各労働局長宛ての通達では、介護休業の対象要件は、介護を受ける方が常時介護を必要とする状態にあることであり、介護を受ける方の年齢にかかわらず、心身の状態により判断されるものであることが明示されました。介護休業は、二週間以上にわたり常時介護を必要とする状態にある家族を介護するための休業で、最長九十三日までの休業が認められており、休業期間中には雇用保険の介護休業給付金として、原則として休業前賃金の六七％が支給される仕組みとなっております。県いたしましては、本制度を所管する宮城労働局と連携しながら、ウェブサイトによる情報発信や企業向けセミナーの開催などを通じて県民や事業者への周知に努めてまいります。私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱四点目、子どもも先生も安心できる学校にとの御質問のうち、学校の多忙化についてのお尋ねにお答えいたします。

学校に登校していない児童生徒の増加、また、教師の時間外在校等時間が長時間化していることについては喫緊の課題であると認識しております。学校に登校していない児童生徒の背景には様々な課題がありますが、次期学習指導要領に関する国における議論において、教師と子供の双方に余白を創出し、豊かな教育活動につなげることが必要との指摘もされており、子供たちの負担感にも考慮した教育課程の工夫が必要であると考えております。また、学校における働き方改革については、これまでもICTを活用した校務の効率化やスクールサポートスタッフ等の支援スタッフの配置などに取り組んできたところでありますが、現在の教員の勤務状況を踏まえると、更に推進していく必要があるものと認識しております。県教育委員会としましては、教員と子供の双方に余白を創出することで、教員が一人一人の子供に寄り添い、その学びを充実させることができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、授業時数削減の要請や全国学力テストについての御質問にお答えいたします。

国への授業時数削減の要請については、現在、次期学習指導要領の改訂に向け、標準授業時数の弾力化や教育課程の柔軟な編成の在り方等が議論されていることから、その動向を注視してまいります。全国学力・学習状況調査につきましては、今年度、段階的な結果公表や調査結果の多角的な提示等の見直しが行われたところであり、我が県においても、教員の授業改善や児童生徒の意欲向上に活用してまいりたいと考えております。こうしたことも踏まえ、教育委員会としてプラットフォームを構築し、県全体の調査結果の分析や授業改善のための動画等の情報提供に加え、市町村教育委員会の優れた取組事例等をホームページ上で紹介することで、県全体の学力向上や授業改善につなげていきたいと考えてところです。このプラットフォームは、市町村教育委員会とも意見交換しながら構築し、各市町村の施策に活用していただけるよう工夫してまいりたいと考えております。

次に、中学校の三十五人以下学級についての御質問にお答えいたします。

これまで中学校への三十五人以下学級の早期導入について国に要望してきたところですが、このたび国から、来年度からの段階的な導入の方針が示されたため、県教育委員会としても、国の方針に基づき導入してまいりたいと考えております。また、中学校全学年での三十五人以下学級を実現するためには、十分な教員数の確保が必要となりますが、全国的な教師不足の現状等を踏まえ、来年度以降、計画的に教員採用人数に反映させることにより、着実に実現したいと考えております。また、県教育委員会としては、県内の学校の実情等を踏まえた教職員体制の構築を進めており、例えば、習熟度別の少人数指導や小学校教科担任制の推進のために教員を追加的に配置するなど、きめ細かく専門的な指導が可能となるよう、教職員体制の充実に努めているところです。今後も国の方針を踏まえた少人数学級化に取り組むとともに、県内の学校の実情等に応じた効果的な教職員体制の構築に取り組んでまいります。

次に、みやぎ子どもの心のケアハウス事業の必要性についての御質問にお答えいたします。

市町村が設置しているみやぎ子どもの心のケアハウスは、学校に登校していない児童生徒の学びの場や居場所として重要な役割を担っていると認識しております。ケアハウスにおいては、児童生徒一人一人の学びに寄り添いながら、状況に応じた多様な支援

を行うなど、大きな成果を上げてきており、県教育委員会としましては、今後も連携しながら、子供たちへの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、特別支援学校体育館へのエアコン設置についての御質問にお答えいたします。特別支援学校の体育館については、体温調節が難しい児童生徒もいることから、健康管理上きめ細かな配慮が求められる施設であると認識しております。このため昨年度は、猛暑対策の一環としてスポットクーラーを導入し熱中症の防止に一定の効果を認めたとところであります。こうした中、昨年度、国において、避難所に指定されている体育館への空調設置を対象とした臨時特例交付金制度が令和十五年度までの時限措置として創設されました。県教育委員会といたしましては、臨時特例交付金制度の活用を視野に入れながら、特別支援学校体育館へのエアコン設置について検討を進めるとともに、特別支援学校や市町村の個々の事情に留意しながら、避難所指定の協議についても進めてまいりたいと考えております。

次に、タブレット端末の公費負担についての御質問にお答えいたします。

現在、既に生徒所有端末の持込み、いわゆるBYODを導入している県立高校では、生徒が自分の端末を課題研究や探求活動などに幅広く活用することで、学習効果が高まり、より深い学びにつながっているものと認識しております。県立高校の一人一台端末の公費整備については、国による恒久的な支援が見込めない中、難しいと考えておりますが、小中学校と同様、高校についても、国による十分な財源措置がなされるよう引き続き国に対し要望してまいります。県教育委員会としましては、御家庭の負担等に配慮し、経済的事情等により端末の準備が難しい世帯に対する貸出し用端末を用意することで、全ての生徒が安心して学べる環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 御答弁ありがとうございます。最初に、教育長に三十人以下学級について伺います。

来年度は、国から新たに今度拡大する中学校一年生の分の教員の予算が来ます。宮城県は既に中学校一年生は実施済みですから、せめて来年度に中学校二年生、再来年度に三年生を実施すべきと考えますが、いかがですか。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 先ほど答弁申し上げましたけれども、中学校三十人以下学級の実現に向けましては、財源の問題だけでなく、教員の確保というものも必要になってきてございます。昨今の教員の確保の難しさ等も踏まえすと、来年度以降の教員の採用に計画的に反映させながら、着実に進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 教育問題は文教警察委員会ですので、引き続き議論させていただきたいと思いますが、教育問題と関連して知事に伺います。

教育を財政面から支える責任が知事にはありますよね。子どもの心のケアハウスの継続と特別支援学校の体育館へのエアコン設置に踏み出すために、国の補助制度は活用するということはお話がありました。子どもの心のケアハウスにも県費を投入すると表明していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

○総務部長（小野寺邦貢君） 担当する部署がございますので、まず担当する部署において検討していただき、その結果を伺いまして、必要があれば県費の投入も考えてまいりたいと考えております。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 担当部署と言っても財源は持っていませんから、むしろしっかり子供たちに寄り添ってください。これ、総務部長と知事にしっかり言っておきます。

次に、大綱一の知事の五期二十年間の政治手法に関連して伺います。

知事は同僚議員への答弁で、第二次産業の製造業に力を入れてきて雇用も生まれたというふうにおっしゃっています。ところが、知事が就任した二〇〇五年と直近の二〇二〇年の国勢調査の産業別従事者数を比べると、全産業が二・四％の減少に対して、製造業は一三・二％の減少でした。自動車産業の雇用は確かに増えています。しかし、地方経済を支えてきた水産加工など食料品の製造業、地場の製造業が大変厳しい状況にあります。そこにもっと予算を投入すべきではありませんか、お答えください。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） その統計、詳しくは見えていないのですけれども、恐らく、東日本大震災の関係で、津波で沿岸部が全部流されてしまつて、食品製造業が壊滅的な被害を受けてしまったというのが非常に大きな理由だというふうに思っております。それに、更に自動車等がなかったら、もっと大きな減少になっていたろうなというふうに思います。当然、グループ補助金等を活用して、かなり元に戻つてまいりましたけれども、十分に回復していないという声も聞いておりますので、そういったことに対しての支援というのは当然考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） この産業別従事者数で一番大きく減少していたのは、第一次産業なんですね。何と十五年間で三六％減少していました。また、二三年度の東北各県の新規就農者数は、多い順から、山形県が三百八十三人、福島県が三百六十七人、青森県と岩手県が二百八十六人、秋田県が二百七十五人に対して、宮城県は僅か百三十一人です。この現状に対する知事の見解を求めます。いかがですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 新規就農者がなかなか難しいというのは事実であります。そういうこともあって、もちろん、宮城県民の方で一次産業に従事してくださるという方をどんどん増やしていくというのは非常に重要なのですけれども、絶対数が足りないということもあり、今は、海外の方にもお手伝いをいただけるようにということで、いろいろ手を尽くしているということでございます。もちろん、いろんな施策をやることによって、一次産業従事者が増えるように、新規就農者等を増やすように努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 結局、村井県政の富県戦略の結果なのですけれども、大企業は確かに誘致した、だけど、第一次産業や地場の製造業は苦戦している。つまり、地方経済の低迷と人口減少にそれらがつながったと思うのですが、やっぱりここをしっかりと、第一次産業、地元の地場産業、ここを応援する県政に転換が必要じゃないですか、いかがですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 当然、そのつもりであります。当然ですけど、川上をまずしっかりつくらないと、川下までなかなかしつかり水が流れないということでもあります。一次産業の従事者を増やそうとしても、当たり前ですが若い人がどんどん減ってきている。そして、漁業や農業、林業に携わっている方の平均年齢が六十歳を超えているような状況です。その中で、若い人をどんどん増やそうと思っても簡単にいきませんので、外国の人たちだけでなく、ITの技術を活用する、DXの技術を活用する、いろんな組合せによって、生命の産業であります一次産業を持続できるようにしていく、これが非常に重要なことだろうなというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 他県は若い人も増やしているのですから、しっかり学ぶことが必要だと思います。

次に、知事は、社会全体の利益を最優先に判断する。為政者は、二十年後、三十年後、先日は、五十年後、百年後を見据えて政治を行うと言っていますが、四病院再編や県営住宅の問題などで、知事に欠けているのは、今を生きている一人一人を大切にすることではないでしょうか。社会全体の利益のために、個人の人権や尊厳が踏みにじられてはいけないと思いますが、知事いかがですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 当然の主張だというふうに思います。今いる人たちを当然大切しなければいけないのですが、今いる人たちだけがよければいいということではないということをお願いいたします。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 先ほども知事おっしゃいました、富県戦略、しっかりと経済基盤を築き、生み出された富の循環によって、子育てや教育・福祉等の取組を進めていくと、こういうことでやってきました。この路線は、次、当選した場合、今後も続ける予定ですか、いかがですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） はい。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 「はい」ということでした。では、県民の暮らしはよくなったのかということですね。県民意識調査では、「子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくる」が、四年連続不満群の第一位で、子育てに対する県民の評価は大変低いです。あと、生活保護受給者は、この十八年間で一・六倍に増えて貧困と格差が拡大しています。保健所も県立病院も減り、福祉は必ずしも充実していません。トリクルダウンの路線は既に破綻をしているのではないのでしょうか。こういう政治はいつまでも続けてはいけなないと、こういうふうに申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。